

## 現行保険証の廃止に伴う事務手続きについて（概要）

※詳細な事務手続きについては、別添の資料に記載しています。

別添資料について

- (1)資料1・・・届出書等の様式変更・新設申請書について（資料1-1から1-4）
- (2)資料2・・・「資格確認書」の様式について
- (3)資料3・・・「        //        」の有効期限について
- (4)資料4・・・事務手続きの詳細について（資料4-1から4-4）

### 【現行保険証の廃止に伴う基本的事項】

現行保険証の廃止に伴い、マイナ保険証での医療機関等への受診が原則となります。  
マイナ保険証での受診が困難な方に、現行保険証に代わる「資格確認書」を交付します。

#### 1、現行保険証の廃止について

(1)令和6年12月2日以降、現行保険証の新規発行や再発行は行いません。

【注意】資格取得日等が、令和6年12月1日以前の届出が、令和6年12月2日以降に提出されても、保険証の交付は行いません。

※12月1日(日)は、健保組合の営業日でないため、最終の現行保険証の発行は、11月30日(土)午前中までに、健保組合が処理した不備のない届出です。

【注意】資格取得日等が、令和6年12月2日以降の届出が、令和6年11月30日以前に提出されても、保険証の交付は行いません。

#### (2)使用の経過措置・使用廃止について

新規発行の廃止後1年間(令和7年12月1日まで)は、経過措置期間として現行保険証は使用できます。経過措置期間終了後の令和7年12月2日で、使用廃止となります。

#### (3)回収について【資格喪失、氏名(性別)変更、き損したとき等】

- ①経過措置期間中(令和7年12月1日まで)は、現行どおり保険証の回収が必要です。
- ②経過措置終了日以降(令和7年12月2日以降)は、回収の必要はありません。

#### (4)自主返納について

マイナ保険証を使用することで、現行保険証が不要な加入者等は、健保組合に返納することができます。

#### 2、資格確認書について

##### (1)交付対象者について

※医療機関等でマイナ保険証での受診ができない状況にある者に交付します。

(例)

- A、マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
- B、医療機関等での資格確認の手続きが、介助者等の第三者が同行して補助する必要がある者(要配慮者)
- C、マイナンバーカードを保有していない者
- D、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証登録を行っていない者
- E、マイナ保険証の利用登録解除を申請した者(登録解除者)
- F、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- G、マイナンバーカードの返納者
- H、特別な理由があり健保組合が認めた者

【注意】マイナ保険証での受診ができる状況にある者で、念のためにマイナ保険証の予備として、「資格確認書」を保有したいという理由では、交付できません。

## (2)交付対象者の確認・交付方法について

- ①上記(1)の A・B の対象者・・・本人からの申請で交付します。
- ②上記(1)の C～H の対象者・・・健保組合の職権で交付します。

①の確認方法・・・新設の「**資格確認書交付申請書**」で確認します。

様式は別添資料 1-1 のとおり

※なお、A・B の対象ではありませんが、令和6年12月2日以降の新規加入者等については、資格取得時の届出書(資格取得届、被扶養者異動届、任意継続被保険者取得申請書)に新設される「資格確認書発行要否欄」と「資格確認書交付申請書」で確認します。  
様式は別添資料1-2から1-4のとおり

※「資格確認書発行要否欄」で「資格確認書」の発行を希望する場合は、併せて「資格確認書交付申請書」の提出が必要となります。

【注意】被扶養者の再加入(再雇用・任継)のときも、被扶養者異動届の提出が必要となりました。

②の確認方法・・・健保組合が医療保険者向け中間サーバーで確認します。

## (3)「資格確認書」のサイズ、材質、様式について

- ①サイズ・・・はがき型
- ②材質・・・紙
- ③様式・・・別添の資料2のとおり

## (4)「資格確認書」の記載事項について

- ①氏名、性別
- ②生年月日
- ③被保険者記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名・保険者所在地
- ④資格取得年月日、交付年月日
- ⑤負担割合および発行期日(70歳以上の加入者のみ)
- ⑥有効期限

- ⑦住所(裏面に自署可能な欄を設けます)
- ⑧被保険者氏名(被扶養者のみ)
- ⑨臓器移植の意思表示(裏面)

#### (5)有効期限について

「資格確認書」の更新サイクルが一定になるように有効期限を設定しています。第1回目の有効期限は、令和10年9月30日です。その後、3年周期で更新する予定です。  
(第2回目有効期限:令和13年9月30日)

※この場合、資格取得日等で、極端に有効期間が短い者が生じてしまうため、有効期限の属する年度の4月1日以降の加入者については、次回の有効期限とします。

例)令和10年4月1日以降の加入者等の有効期限は、令和13年9月30日です。

※また、マイナンバーカード(マイナ保険証登録済み)を紛失したときなどは、短期の有効期限(「資格確認書交付申請書」の提出日から3カ月後の月末)を設定します。  
詳細については、別添の資料3のとおり

#### (6)発行のタイミング(※原則:マイナ保険証未保有者が対象)

##### ①令和6年12月1日以前の加入者等(現行保険証の保有者)

- ・現行保険証を紛失・き損したとき
- ・氏名(性別)変更したとき
- ・現行保険証の使用経過措置期間が終了したとき

※有効な保険証(現行保険証)を保有している期間(令和7年12月1日まで)は、「資格確認書」の交付はしないとされていますが、切れ目なく保険診療が受けられるように、令和7年11月にマイナ保険証の未保有者に一斉交付する予定です。

##### ②令和6年12月2日以降の加入者等(再加入:再雇用・任継も含む)

- ・被保険者資格取得・被扶養者認定したとき
- ・資格確認書を紛失・き損したとき
- ・氏名(性別)変更したとき
- ・70歳に到達し、同時に負担割合が変更したとき
- ・70歳以上の加入者等の負担割合が、変更したとき(算定基礎届等の結果)

##### ③マイナ保険証だけを保有している加入者等

- ・マイナンバーカード(マイナ保険証登録済み)を紛失したとき、返納したとき  
(紛失し再交付申請する場合は、短期の有効期限の資格確認書を発行します。)
- ・電子証明を更新するとき(短期の有効期限の資格確認書を発行)
- ・マイナ保険証登録の解除をしたとき

#### (7)送付先について

現行の保険証と同様に、各事業所本社様、業務委託先の労務事務所様等に配達記録が残る方法で送付します。なお、緊急な場合は、加入者あてに送付する場合があります。

## (8)回収について

※「資格確認書」は、保険証として使用ができるため、有効期間中に退職したときや「資格確認書」の健康保険情報に変更があったときは回収が必要です。

### ※回収が必要なケース

①マイナ保険証を保有したとき

※「資格確認書」は、マイナ保険証の未保有者に交付するため

②資格喪失(被保険者・被扶養者)のとき

③氏名(性別)変更したとき

※令和7年12月1日までは、現行保険証の保有者と「資格確認書」の保有者が混在するため、健保組合から「資格確認書」の交付者リストを送付する予定です。

※健保組合でマイナ保険証の保有が確認できた場合、事業主様に対象者の「資格確認書」の回収を依頼する予定です。

## (9)更新について

切れ目なく保険診療が受けられるように、有効期限の1カ月前にマイナ保険証の未保有者に新たな有効期限の「資格確認書」を一斉交付する予定です。

●なお、有効期限が過ぎた場合は、「資格確認書」の回収は必要ありません。

## 3、資格情報のお知らせ(個人番号下4桁なし) ※サイズ:A4、材質:紙

### (1)交付の目的

マイナ保険証では、健康保険情報の表示が無いため、健康保険情報が容易に把握できるようにするため。

#### 【健康保険情報とは】

①氏名・性別 ②生年月日

③被保険者記号・番号・枝番・保険者番号・保険者名・保険者所在地

④資格取得年月日、交付年月日 ⑤負担割合および発行期日(70歳以上の加入者のみ)

### (2)交付対象者

①令和6年9月2日から令和6年12月1日までの加入者等

※資格情報のお知らせ(個人番号下4桁あり)の一斉交付後の加入者等に、12月2日以降に一斉交付します。

②令和6年12月2日以降の加入者等(随時交付します。)

③健康保険情報を変更したとき

※氏名(性別)変更、70歳以上の加入者の負担割合の変更等

### (3)回収について

保険証の機能が無いため、「資格情報のお知らせ」の回収は必要ありません。

## 4、事務手続きの詳細について

別添の資料4-1から4-4のとおり

## 5、届出書等の様式変更について

「資格取得届」「被扶養者異動届」等の様式を変更します。 ※資格確認書の要否欄を新設  
令和6年11月25日頃に当組合のホームページにアップする予定です。

令和6年12月2日以降の加入者等につきましては、必ず新様式で届出してください。

## 6、電子申請について(令和6年12月2日以降の対応)

### ①新様式での対応が可能な事業所様について

※「資格確認書」の発行が必要な場合は、「資格確認書交付申請書」の添付をして下さい。

### ②旧様式での対応をする事業所様について

※「資格確認書」の発行が必要な場合は、備考欄に「資格確認書要」と記載して、「資格確認書交付申請書」の添付をして下さい。